

# 南原市多文化家族支援に関する条例

(制定)2015.11.11 条例第1212号

**第一条(目的)** この条例は、「多文化家族支援法」により、南原市に居住する多文化家族が安定的な家族生活を送ることができるよう、彼らの生活の質の向上と社会統合に貢献することを目的とする。

**第二条(正義)** この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

一. 『多文化家族』とは、次の各項目のいずれか一つに該当する家族のことをいう。

イ. 「在韓外国人処遇基本法」第二条第三号による、結婚移民者と「国籍法」第二条から第四条の規定で定める、大韓民国の国籍を取得した者で構成された家族

ロ. 「国籍法」第三条および第四条により、大韓民国の国籍を取得した者と同じ法、第二条から第四条の規定で定める、大韓民国の国籍を取得した者で構成された家族

二. 『結婚移民者ら』とは、多文化家族の構成員として、次の各項目のいずれかに該当する者のことをいう。

イ. 「在韓外国人処遇基本法」第二条第三号の結婚移民者

ロ. 「国籍法」第四条で定める帰化許可を得た者

**第三条(市長の責務)** 南原市長(以下『市長』という)は、南原市(以下『市』という)に居住する多文化家族構成員が安定的な家族生活を送ることができるよう、必要な制度と与件を造成して、これのための施策を樹立・施行をしなければならない。

**第四条(支援事業)** 市長は、多文化家族の安定的な家族生活のため、次の各号に該当する事業を支援することができる。

一. 多文化家族に対する理解増進のための教育、広報、文化、芸術、体育、和合行事

二. 結婚移民者らが生活するのに必要な基本的情報の提供および適応教育

三. 結婚移民者らに対する韓国語教育、職業教育・訓練および職場連携、血縁事業

四. 多文化家族の家族相談、夫婦教育、父母教育、家族生活教育など、平等な家族関係維持のための事業支援

五. 多文化家族内の家庭内暴力の予防および家庭内暴力により被害を受けた結婚移民者らの保護・支援

六. 結婚移民者らが健康に生活できるよう、栄養・健康に対する教育、産前産後ヘルパーの派遣、健康診断などの医療サービスの支援

七. 多文化家族構成員である子女の保育・教育支援、学習支援、学校生活適応教育支援および韓国語教育などの言語能力向上に必要な支援

八. 結婚移民者らに対する外国語通訳・翻訳サービスの提供支援

九. 結婚移民者の社会経済力向上のための学費支援など学力増進支援

十. 文化的多様性の涵養のための多文化家族の母国訪問および文化体験活動の支援

十一. 多文化家族支援センターの訪問教育指導者に対する福祉手当などの支援

## 十二. その他市長が必要と認める事業

**第五条(多文化家族支援協議会の設置および機能)** ①市長は、市の多文化家族に対する支援政策を効率的に推進するため、南原市多文化家族支援協議会(以下『協議会』という)を設置することができる。

②協議会は、次の各号に掲げる事項について諮問・審議する。

- 一. 多文化家族の支援に関する事項
- 二. 多文化社会の理解を増進させるための全ての事項
- 三. 多文化家族の当事者団体および関連支援団体の支援に関する事項
- 四. その他市長が必要と認める事項

**第六条(構成および運営)** ①協議会は、委員長1名、副委員長1名を含め10名以内の委員で構成する。

②委員長は副市長となり、副委員長は多文化家族政策担当局長となり、委員長がやむを得ない理由により職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

③当然職委員は、多文化家族政策担当局長として、委嘱職委員は特定性が10分の6を超過してはならず、次の各号に該当する者を市長が委嘱する。

- 一. 南原市議会(以下『市議会』という)議長が推薦する市議会委員
- 二. 教育支援庁、警察署、雇用センターなどの関係機関の関係者
- 三. 多文化家族支援センター、宗教団体、企業などの多文化家族支援関連機関・団体、関係者
- 四. 学界、言論人などの多文化家族支援に関して学識と経験が豊富な者
- 五. 多文化家族関連の市民・社会団体の代表となれる者
- 六. 社会活動および政策開発に関連経歴がある多文化家族

④委員の任期は2年だが、一度だけ連任することができ、市議会委員と公務員の委員任期は、その職に在職する機関とする。ただ、補欠委員の任期は先任者の任期の残り期間とする。

⑤協議会会議は、委員長が必要と認めた場合や、委員の3分の1以上の召集要求がある場合に召集して、在籍委員の過半数の出席により開議し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

⑥協議会の事務を処理するために幹事1名をおき、幹事は多文化政策業務担当課長とする。

**第七条(委員の委嘱解除)** 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合、委員を委嘱解除することができる。

- 一. 委員自らが委嘱解除を望む場合
- 二. 尊厳棄損など、委員が職務を遂行するにあたり不相当と認められる場合
- 三. 長期治療が必要な病、その他のやむを得ない理由により、任務を遂行するのが困難な場合

**第八条(手当)** 協議会会議に出席した公務員でない委員には、予算の範囲内で「南原市各種委員会の設置および運営に関する条例」で定める手当と旅費を支給することができる。

**第九条(褒章)** ①市長は、多文化家族支援活動を通して、国家と地域社会に寄与した功労が大きいと認められる個人、法人、団体に褒章することができる。

②褒章に必要な手続きなどは、「南原市褒章条例」に従う。

**第十条(多文化家族支援センターの運営など)** ①市長は、多文化家族支援政策の施行のため、多文化家族支援センター(以下『支援センター』という)を運営することができる。

②支援センターは、次の各号の業務を遂行する。

- 一. 多文化家族のための教育・相談など支援事業の実施
- 二. 結婚移民者らに対する韓国語教育
- 三. 多文化家族支援サービスの情報提供および広報
- 四. 多文化家族支援の関連機関・団体とのサービス連携
- 五. 就職に関する情報提供および就職先の斡旋
- 六. 多文化家族のための通訳・翻訳の支援事業
- 七. その他多文化家族支援のために必要な事業

**第十一条(業務の委託)** 市長は、この条例による全部又は一部を、「南原市事務の民間委託促進および管理条例」に従って委託することができる。

**第十二条(予算支援)** ①市長は、第四条に従って、事業を遂行する法人や団体に必要な費用の全部又は一部を補助したり、業務遂行に必要な行政的支援をすることができる。

②第一項による費用の支援手続きおよび方法などは、「南原市地方補助金管理条例」に従う。

**第十三条(事実婚配偶者および子女の処遇)** 市長は、南原市民と事実婚関係で出生した子女を養育したり、養育の責任を持つ結婚移民者および子女に、第四条の規定を準用することができる。

**第十四条(施行規則)** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付則

この条例は、公布の日から施行する。